

## 「那須塩原市いじめ防止基本方針」の改訂について

平成30年 月 日 那須塩原市教育委員会

### 改定の趣旨

平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、本市でもいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、平成27年3月に「那須塩原市いじめ防止基本方針」（以下市基本方針という。）を策定した。市基本方針では、「方針策定から3年の経過を目途として、法の施行状況等を勘案して、本方針の見直しを検討し、必要があると認められるときには、その結果に基づいて必要な措置を講じる」としている。

策定の目的と規定に基づき、いじめ問題対策委員会、いじめ問題連絡協議会を中心に、市基本方針の改訂について検討を行ってきた。本市におけるいじめ防止等の対策のより一層の強化・推進を図ることを目的として、現行の市基本方針について見直しを図り、改訂するものである。

### 主な改定のポイント

#### 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

##### 1 いじめの認知について

- ・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するよう明記した。
- ・状況に応じて「いじめ」という言葉を使わない柔軟な対応も可能であるが、こうした場合でも、法律が定義する「いじめ」に該当するため、学校いじめ対策組織へ情報提供することを明記した。

#### 第2章 いじめの防止等のために那須塩原市が実施する施策

##### 1 組織等の設置について

- ・学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、教育委員会の附属機関として、那須塩原市いじめ問題対策委員会を設置することを規定した。

##### 2 教育委員会の取組

- ・いじめの防止、早期発見のために、教育委員会がスクールカウンセラーに加えて福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを各学校へ派遣することを明記した。
- ・いじめの加害者である児童生徒に対して出席停止などの措置を執った場合には、出席停止期間における教育上必要な措置を講じ、当該児童の立ち直りを支援することを明記した。
- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を、学校の評価項目に位置付けるよう、教育委員会が各学校に対して指導・助言することを明記した。

#### 第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策

##### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

- ・学校いじめ防止基本方針を定める意義といじめ防止等全体に関わる具体的な内容を明記した。
- ・学校いじめ防止基本方針について、各学校のホームページへの掲載等の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できる措置を講ずることを明記した。

##### 2 学校におけるいじめ防止等の組織について

- ・学校いじめ対策組織の役割や取組について、具体的に明記した。

##### 3 学校におけるいじめの防止等に関する措置

- ・いじめの未然防止や早期発見、事案対処に関する措置について具体的に明記するとともに、いじめの解消の定義について詳細に規定した。

#### 第4章 重大事態への対処

##### 1 重大事態の発生と調査

- ・重大事態の対応について、国のガイドラインに則った対処を行うことを明記した。
- ・調査を行うための組織について、教育委員会が調査主体となる場合は、市いじめ問題対策委員会が調査を行うことを明記した。

## 那須塩原市いじめ防止基本方針【概要版】（改定素案）

（策定：平成27年3月 改訂：平成30年 月）

### 策定の趣旨

子どもは地域の宝であり、未来への希望である。子どもは人権が尊重され、すこやかに成長する権利を有している。いじめはこの権利を侵害する行為であり、決して許されるものではない。いじめを防止するためには、全ての市民がいじめに関する問題を共有するとともに、自己の役割を認識することが大切である。また、いじめを許さない風土づくりに努めなければならない。那須塩原市は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、国の基本方針を参酌しながら、基本方針を定めるものである。

### 第1章 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

#### 1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめは、どの児童生徒にも起こり得る最も身近で深刻な人権侵害問題である。
- (2) 特定の児童生徒だけの問題とせず、広く社会全体で真剣に取り組む。
- (3) いじめのない社会実現に向け、学校、保護者、地域がそれぞれの役割を自覚し、活動する。
- (4) 児童生徒は、いじめを許さない社会の実現に努める。

#### 2 いじめの定義 \*いじめ防止対策推進法(以下「法」という。)第2条より

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの

#### 3 那須塩原市いじめ防止基本方針策定のねらい

市全体で児童生徒の健全育成を図り、いじめのない社会を目指す。

#### 4 いじめに対する社会全体への啓発

大人一人一人がいじめについての認識を深め、いじめの防止及び問題解決に取り組んでいく責務があることを、地域社会全体に啓発する。

### 第2章 いじめの防止等のために那須塩原市が実施する施策

#### 1 組織等の設置

- (1) 那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会の設置  
市は、関係機関の連携強化を図るため、「那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。
- (2) 那須塩原市いじめ問題対策委員会の設置  
連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめ防止等の対策を実効的に行うために、教育委員会の附属機関として「那須塩原市いじめ問題対策委員会」（以下「問題対策委員会」という。）を設置する。
- (3) 那須塩原市いじめ問題再調査委員会の設置  
市は、重大事態の対処又は防止のためにさらに詳細な調査の必要があると認めるとき、「那須塩原市いじめ問題再調査委員会」（以下「再調査委員会」という。）を設置する。

#### 2 教育委員会の取組

- (1) いじめの防止・早期発見に関すること
  - ア 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実
  - イ 関係機関との連携
  - ウ 通報及び相談体制の整備と周知
  - エ 見守りや啓発活動
  - オ いじめ防止の広報活動
  - カ インターネットいじめへの対応
  - キ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の派遣・配置
  - ク 定期的な聞き取り調査
  - ケ 財政上の措置、その他の人的体制の整備等の措置
- (2) いじめの対応に関すること
  - ア いじめに対する措置（学校、児童生徒に対する支援）
  - イ 学校の指導の在り方及び警察への通報・相談による対応
- (3) 学校評価、学校運営改善の実施
  - ア 学校評価、教員評価
  - イ 学校運営改善の支援

## **第3章 いじめの防止等のために学校が実施すべき施策**

### **1 学校いじめ防止基本方針の策定**

各学校は、いじめの防止等の取組についての基本的な方向や取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」として定める。

### **2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織**

各学校は、学校いじめ対策組織を置く。

### **3 学校におけるいじめの防止等に関する措置**

- (1) いじめの防止 (2) 早期発見 (3) いじめに対する措置 (4) 学校評議員会等の活用

## **第4章 重大事態への対処**

### **1 重大事態の発生と調査**

#### (1) 重大事態の定義

○法第28条第1項第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」

○法第28条第1項第2号の「相当な期間」

「相当な期間」については、国の基本方針を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、日数だけでなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。また、児童生徒や保護者から、いじめを受けて重大な被害が生じたという申し立てがあったときには、重大事態が発生したものであるとして報告・調査等に入る。

#### (2) 重大事態の報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は、重大事態の発生を市長に報告する。

#### (3) 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行う。調査主体は、教育委員会又は学校とする。

#### (4) 調査を行うための組織

学校が調査主体となる場合には、学校いじめ対策委員会を母体として、必要に応じて適切な専門家を加える等の方法により、調査を行う。教育委員会が調査主体となる場合には、問題対策委員会が調査に当たる。

#### (5) 事実関係を明確にするための調査の実施

事実関係を可能な限り明確にし、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。

#### (6) その他の留意事項

### **2 調査結果の提供及び報告**

#### (1) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

#### (2) 調査結果の報告

調査結果について、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。

### **3 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置**

#### (1) 再調査

市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認めるときは、再調査を行う。

#### (2) 再調査を行う機関の設置

再調査を実施する機関として、再調査委員会を設置する。

#### (3) 再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を議会に報告する。

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講ずる。

## **第5章 その他**

市は、市の基本方針の策定から3年の経過を目途として見直しを検討し、必要な措置を講じる。以後も、3年を経過するごとに同様の措置を講じるものとする。